

プラチナサービスプラン規約

新電元工業株式会社（以下「新電元」という。）の機器には、新電元製品を長期間、安心してお使いいただくための保証制度として、「プラチナサービスプラン」（以下「本保証」という。）が付与されており、「プラチナサービスプラン規約 (SK-170089)」（以下「本規約」という。）に定めるところに従い、以下の内容にて本保証を提供します。

本保証は、保証書「加入情報」に記載された保証開始日から保証終了日までの10年間に於いて、保証書「保証対象となる機器」に記載された機器（以下「本機器」という。）に故障が発生した場合の製品修理保証、売電保証、落雷被害見舞金保証を内容としております。

なお、製品修理保証は、SOMPPOワランティ株式会社（以下「SWT」といい、新電元と併せて「運営会社（サービス提供者）」という。）と連帯して提供いたします。

【保証対象機器と保証期間】

対象機器：保証書「保証対象となる機器」に記載された機器

保証期間：保証書「加入情報」に記載された保証開始日から保証終了日までの10年間

保証上限金額：本機器の購入金額（消費税込）

【保証内容】

- 製品修理保証：保証期間中に本機器に故障が発生した場合（ただし、下記に定める保証の対象外となる場合は除く）には、運営会社（サービス提供者）は、連帯して保証上限金額の範囲内で無償修理または代替品との交換を行います。なお、製品修理保証に回数制限はありません。
- 売電保証見舞金：保証期間中に本条1項で定める製品修理保証の対象となる故障が発生した場合に、新電元は、所定の手続きによって見舞金をお支払いします。
※ 売電保証は、新電元のサービスとして、修理期間や損失した売電の利益額にかかわらず、製品修理保証の対象となる1回の故障につき1万円（税込）を本保証の申請者指定の口座に振込にてお支払いいたします。
- 落雷被害見舞金：保証期間中に本機器が落雷被害を被った場合に、新電元は、所定の手続きによって見舞金をお支払いします。
※ 落雷被害見舞金保証は、新電元のサービスとして、保証期間中1回限りとし、10万円（税込）を本保証の申請者指定の口座に振込にてお支払いいたします。
- 上記に定める売電保証見舞金及び落雷被害見舞金は、製品修理保証により支払われるものではなく、無償修理または代替品と交換する保証ではありません。

【保証の対象外となる場合】

保証期間内であっても以下のいずれかに該当する場合には保証の対象外となります。

- お客様または第三者の故意または重大な過失に起因する損害
- 自然災害（火災・水害・風害・落雷・雪害等）や天災地変（地震・落雷・台風・竜巻・噴火・洪水・津波等）に起因する場合
※ ただし、落雷に起因する故障に関しては、落雷被害見舞金保証の対象となります。
- 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他外来からの事由に起因する損害
- 消耗品及びシステム構成機器の性能や構造に影響を及ぼさない経年変化または通常使用による自然の機械的摩耗・さび・カビ・変質・変色・色調の変化・音・振動・キズ・汚れ・その他類似の事由によるもので、発電性能（発電）に影響を与えない場合
- 鳥糞・ねずみ食い・虫食いなどの動物や虫類の侵入に起因する場合
- 設置後の設置場所またはその周辺環境の変化に起因する場合
- お買い上げ後の落下や取付場所の移動・輸送などで生じた故障及び損傷
- 新電元に通知なく転売等により所有者が変更された場合、もしくは新電元に通知なく当初設置した場所から移設した場合
- 記録データの損失復旧、通信環境の障害により生じた損害
- 取扱説明書の内容を守らなかったために発生した故障及び損傷
- 誤ったご使用や新電元に依らない修理・改造等、またはそれにより生じた故障及び損傷
- 施工上の誤り・掘付不良等による故障及び損傷
- 本機器に加工・分解・改造・改変を施した場合、加工の着手後に生じた損害（ただし、修理のための加工を除く）
- 損傷が生じたことによる本機器の価値低下（修理によっても回復しない部分）に係る損害
- 差押え・没収、または購入者の債権者による自力救済行為等に起因する損害
- 本機器の故障に起因して生じた身体の障害、本機器の故障に起因して生じた周辺機器、その他財物が使用できないことに起因する損害
- お客様の不適切な使用、または不適正な保存もしくは管理に起因する損害
- 除雪等を怠ったために堆積した雪に起因する一切の故障及び損傷
- 電気事業法で定められた電圧以外の使用環境で使用したことによる故障及び損傷
- 保証期間経過後に申し出があった場合、または保証該当事項の発生後速やかに申し出がなかった場合
- 新電元が認めた使用環境下以外での設置に起因する損害
- 不具合・損傷などを原因として、本保証以外の損害保険金・損害賠償金を受けられた場合
- 新電元が本保証対応の依頼を受け、機器の点検・診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合

【個人情報の使用】

運営会社（サービス提供者）は、お客様からご提供いただいた保証内容・個人情報等を運営会社（サービス提供者）のプライバシーポリシーに基づき適切に保管・使用または処理し、お客様に本保証をご利用いただくため及び運営会社（サービス提供者）が取扱う機器・サービスに関する各種情報等のご提供・ご案内等を行うために利用します。

また、本保証サービスにおいて修理会社・保険会社に対し、以下の情報開示が必要とされる場合に限り、お客様の個人情報を提供することがあります。

- 本保証の対応に際して運営会社（サービス提供者）と事業協力会社（修理会社・保険会社等）による個人情報の共有が必要となる場合。
- 本保証のために損害保険会社との間で保険契約を締結する場合、並びに保険金の請求その他の保険契約に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。

【個人情報の開示、訂正等】

運営会社（サービス提供者）は、お客様からご提供いただいた個人情報について、お客様が確認・訂正を希望される場合、合理的な範囲で迅速に対応いたします。

【実費負担】

以下の事項に該当する場合の費用については、本保証サービス利用者の実費負担となるものがあります。

- 本保証サービスの対象外の原因による故障の修理費用・部品代金・修理見積費用・点検費用及び諸経費
- 本規約の記載内容に基づく無償修理を除き、本機器の故障に起因もしくは関連して発生した本保証サービス利用者の損失（修理時に使用した電気代・水道代等）
- 修理・交換時における特殊対応・特殊作業にかかる費用（重機の使用、足場の設置の費用等）
- 離島または離島に順ずる遠隔地へ出張修理費

【解除】

- お客様は、運営会社（サービス提供者）に対する書面での通知をもって、本保証を解除することができます。解除の申し出は、お客様から保証書表面または本規約末に記載のお客様相談窓口へ連絡のうえ所定の手続きを経て届け出るものとし、運営会社（サービス提供者）は、運営会社（サービス提供者）が別途定める算式により算出した返戻金をお客様にお支払いします。
- 前項の規定にかかわらず、本機器の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合には、加入先が保証料の全額返金を行うものとします。
- 運営会社（サービス提供者）は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、お客様に対する書面による通知をもって本保証を解除することができます。
 - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 前項の規定による解除が本保証の提供後になされた場合であっても、運営会社（サービス提供者）は、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した故障について本保証を提供しません。この場合において、既に本保証の提供済であった時は、運営会社（サービス提供者）はお客様に対し当該保証費用相当額の返還を請求することができます。

【解除の効力】

本保証の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

【保証料の損害保険充当】

- SWTは、損害保険会社（以下「本保険会社」という。）と運営会社（サービス提供者）を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」という。）を締結し、本保証を運用しております。本保険契約の締結履行、保険金請求手続その他に関し、SWTへ委託することについてお客様より事前にご同意いただいているものとし、何ら異議を述べないものとします。これに基づき、前述の手続はSWTが行います。
- 本保証は、お客様に対して本規約に従い保証を提供し、本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証に係る費用等の支払に充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対しても本保険会社の調査が入る場合があります。

【本規約の変更】

- 運営会社（サービス提供者）は、本規約の目的に反しない限度で、法令に従って本規約を変更することがあります。
- 前項に基づき本規約を変更する場合には、運営会社（サービス提供者）のホームページへの掲載その他適切な方法により、変更内容及び変更時期を事前にお客様に周知することとします。

【注意事項】

製品修理保証は、保証対象期間中、規約に定められた条件の範囲内で無償修理または代替品との交換を保証するものです。修理・交換のいずれの方法をとるかは運営会社（サービス提供者）の判断によります。本機器に本保証の対象となる故障、または新電元が提供する落雷被害見舞金の対象となる落雷被害が発生した場合には、お客様が機器をご購入された販売店にご相談の上、販売店もしくはお客様から下記お客様相談窓口までご連絡ください。

お客様相談窓口は、お客様の本保証に関する登録情報（保証登録番号、機器情報及び個人情報）の確認をいたします。修理依頼に際してお客様よりご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客様より必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証を提供できない場合がありますので、必要情報が記載されている保証書は、大切に保管くださいますようお願いいたします。

【合意管轄】

本規程に関連して発生したサービス提供者とお客様の間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

プラチナサービスプラン運営会社：新電元工業株式会社 / SOMPOワランティ株式会社

お客様相談窓口：0120-055-595 《フリーダイヤル》 受付時間：9:00～12:00 及び 13:00～17:00（土日祝祭日及び当社休業日は除く）